

質 問 ・ 回 答 書

令和8年6月16日
宮崎県警察本部
警務部施設装備課

業務名	都城警察署庁舎建設に係る設計業務	
No.	質 疑 事 項	回 答
1	様式2-7について 「参考となる過去の業務実績」は、公告時点(令和8年6月1日)において基本・実施設計が完了している業務実績と考えてよろしいでしょうか。その場合、イメージパースによる外観、内観の提示でよろしいでしょうか。	参考となる過去の実績業務につきましては、公告日前までに完了している実績業務としてください。 ただし、様式2-7には、外観及び内観の写真の掲載を求めていますので、完成した建物の実績で資料作成をお願いします。
2	様式2-7について 「提出者(設計JVの構成員、協力事務所を含む。)を特定することができる内容の記述(具体的な会社名等)を記載してはならない」とありますが、実績の説明のために物件名の記載は問題ないでしょうか。また、実績写真内に建物名等の記載がある場合についてもそのまま掲載してよろしいでしょうか。	建物名称につきましては、記載された状態で支障ありません。
3	参加説明書P13才業務実施方針及び手法(様式2-7)について 「当該物件が掲載された雑誌、その他刊行物等の写しを添付すること」とありますが、こちらに関しては提出者の会社名等の記載がされた状態での提出と考えてよろしいでしょうか。	会社名につきましては、マスキング(黒塗り)した状態で提出してください。
4	参加説明書P12エ〜カ(様式2-6〜8)について 枚数の指定は各1枚ずつと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、様式2-7に添付する当該物件が掲載された雑誌、その他刊行物等の写しは枚数に含まれません。
5	参加説明書P18プレゼンテーション及びヒアリングウ:出席者について 「配置予定の管理技術者及び各主任担当技術者の5名以内」との記載がありますが、PC操作者として管理技術者及び各主任担当技術者以外の者が1名出席することは可能でしょうか。その場合PC操作者を含む6名以内と考えてよろしいでしょうか。	参加説明書記載のとおりです。 PC操作者の扱いにつきましては、技術提案書の提出者の選定後に別途通知する留意事項に記載します。
6	別添2、様式2-6〜8について 枠の大きさについて用紙左余白は30mm以上、その他方向の余白は10mm以上とし、枠線は消さないとの理解でよろしいでしょうか。	様式2-6〜8の左余白については、綴じ代(25mm)を確保してください。その他方向の余白と枠の大きさについては、特に指定はありません。枠線は残した状態としてください。

質 問 ・ 回 答 書

令和 8 年 6 月 16 日
宮 崎 県 警 察 本 部
警 務 部 施 設 装 備 課

業務名	都城警察署庁舎建設に係る設計業務	
No.	質 疑 事 項	回 答
7	様式3-3(A3ヨコ)について ※印以降の文面については消してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	基本構想 現況配置図・現況写真について ローリング計画図において、「講堂」と記載されている建物に「武道館」との記載がありますが、現在はこちらに道場及び講堂があるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 武道館と記載してある建物の1階に道場、2階に講堂があります。
9	現在のインフラの引込位置について、わかる資料をご教示ください。	昭和54年当時の図面を提供します。 別添資料のとおりですが、閲覧パスワードについては問合せください。
10	都城警察署前交差点付近の像は、敷地内に移設するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	配置予定技術者等の雇用関係を確認する資料について参加説明書に定める「雇用関係が確認できる書類」として、「雇用保険被保険者通知書」の写しを提出することで差し支えないでしょうか。	原則として、3か月以上の雇用関係があることが確認できる資料につきましては、以下のとおりです。 ① 標準報酬月額通知書の写し ② 住民税特別徴収税額通知書の写し ③ 監理技術者資格者証の写し なお、雇用保険被保険者通知書で、直接的かつ3か月以上の雇用関係があることを確認できるのであれば可とします。
12	様式2-3、2-4について 同種・類似業務実績の対象期間を「平成23年1月1日から令和7年12月31日までに契約履行が完了した業務」とされていますが、基本設計及び実施設計を一括契約した業務において、基本設計業務は令和7年12月31日までに完了しているものの、実施設計業務が令和8年3月31日に完了の場合、当該業務の基本設計実績を同種・類似業務実績として認めていただけるのでしょうか。	基本設計と実施設計を一括して契約した設計業務において、当該契約に係る契約書(仕様書を含む。)に基本設計業務の部分引渡しをすること、及びその履行期限が明記され、かつ、当該基本設計業務の履行が完了し、その部分の完了検査に合格の上、成果品の引渡しが令和7年12月31日までに完了したものである場合は、業務の実績として認めます。その場合、基本設計業務が完了し、その部分の完了検査に合格の上、成果品の引渡しが令和7年12月31日までに完了したことを示す書類を提出してください。